

# 国保・後期高齢の資格確認書などや、医療費助成の受給者証の更新

## 国民健康保険

### ◆7月31日(木)までに、新しい「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」を送付します

健康保険証とマイナンバーカードが一体化した「マイナ保険証」への移行に伴い、令和6年12月2日以降は、マイナ保険証の利用登録の有無に応じて次のいずれかを交付します。

マイナ保険証の利用登録	
なし	あり
資格確認書	資格情報のお知らせ
健康保険証に代わるもので、これのみで医療機関を受診できます。	マイナ保険証で受診できないとき、マイナンバーカードと一緒に提示することで受診できます。

### ◆資格確認書の有効期限

基本的には令和8年7月31日(金)ですが、同じ世帯でも年齢によって異なる場合があります。詳しくは下表をご確認ください。対象者には自動的に新しい資格確認書が有効期限までに送付されます。

対象	8月1日～翌年7月31日に70歳になる方	8月1日～翌年7月31日に75歳になる方
有効期限	70歳になる月の末日* (例)令和7年9月8日に70歳になる場合 →令和7年9月30日	75歳の誕生日の前日 (例)令和7年9月8日に75歳になる場合 →令和7年9月7日
有効期限が過ぎた有後	70歳の誕生日の翌月からは、負担割合を記載した、新しい資格確認書へ切り替わります。誕生月の20日過ぎに送付します。	75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に加入し、新しい資格確認書へ切り替わります。誕生日の前月末までに送付します。

\*1日が誕生日の方は誕生日の前月の末日が有効期限となります。誕生月から有効の資格確認書を、誕生日の前月の20日過ぎに送付します。

### ◆70～74歳の自己負担割合

令和6年中の所得に基づいて決定します。

対象者	自己負担割合	所得基準額
一般・非課税世帯の方	2割	課税所得145万円未満
現役並み所得がある方	3割	課税所得145万円以上

### ◆特定疾病療養受療証


人工透析が必要な慢性腎不全や血友病、血液凝固因子製剤の投与が原因のHIV感染症の治療を受けるときに、病院などの窓口で提示すると、自己負担限度額までになります。すでにお持ちでマイナ保険証の利用登録をしていない方には、7月中旬に、8月1日(金)から有効の受療証を送付します。マイナ保険証の利用登録をしている方は、マイナ保険証だけで自己負担限度額までになるため、送付されません。

新たに対象になった方は、手続きが必要です。

### ◆限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

病院などの窓口で提示すると、自己負担額が認定証に示された区分の限度額までになり、住民税非課税世帯の方は入院時の食事代なども減額されます。

すでにお持ちの方には、6月下旬に案内を送付しています。

マイナ保険証の利用登録	
なし	あり
毎年申請が必要です。申請は随時受け付けます。 	マイナ保険証だけで認定証と同じように限度額までになります。 *住民税非課税世帯で、過去1年以内に90日を超える入院があった方は長期入院確認書を提出してください。

\*世帯の国保加入者全員の所得申告が必要です。

問合せ 保険年金課 (内線2112)

## 後期高齢者医療

### ◆7月31日(木)までに、新しい「資格確認書」を送付します

健康保険証とマイナンバーカードが一体化した「マイナ保険証」への移行に伴い、令和6年12月2日以降は、健康保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証は発行されなくなりました。その代わりに全員に資格確認書を交付します。



限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の交付歴がある方については、資格確認書に限度区分を記載して送付します。

### ◆自己負担割合

令和6年中の所得に基づいて決定します。

- 一般の方＝1割
- 一定以上の所得がある方＝2割
- 現役並みの所得がある方＝3割

問合せ 保険年金課 (内線2101)

## 子ども医療・ひとり親家庭等医療・重度心身障がい者医療

前年の所得状況などを確認し、更新の要件に該当する方には7月31日(木)までに新しい受給者証を送付します。

\*1月2日以降に転入した方は、令和7年度の所得課税証明書が、所得照会に関する同意書の提出が必要です。対象となる方には6月上旬に通知しましたので、早めに提出してください。



問合せ 保険年金課 (内線2102)